

# 利用運送契約書

貨物自動車運送事業を営む.....(以下「甲」という)と利用運送事業を営む.....  
(以下「乙」という)との間において、運送及び利用運送業務について次のとおり契約を締結する。

## (契約の範囲)

第1条 荷主の要求による運送並びに利用運送の業務について、甲は運送に当たり、乙は利用運送に従事するものとする。

## (貨物の受け渡し方法及び運送責任の分野)

第2条 貨物の甲乙両者における発着扱いは、送り状を紹介して受渡しする。発送貨物は、乙が甲に引渡るときより甲の責任とする。到着貨物は、自動車より取卸し、甲が乙に引渡るときより乙の責任とする。甲は、運行休止又は欠行する場合は、乙に事前に通知する。

## (荷主に対する責任及び損害賠償の範囲)

第3条 貨物事故の損害は、その荷主に対して、甲並びに乙両者責任分野によってその責を負い、賠償の範囲は運送約款並びに利用運送約款によるものとする。甲乙共に故意又は重大なる過失ある事項に関しては、前項の規定に拘わらず各々その責任を負うものとする。

## (事故の処理)

第4条 貨物事故の処理は、甲乙協議のうえ、これを行うものとする。

## (運送保険)

第5条 車両及び積荷保険の費用は甲の負担とする。但し、荷主の要求にて付した運送保険は、その申し込み受けたる甲又は乙にて取扱うものとする。

## (運送順位)

第6条 法令に定めない限り、貨物の運送は受付順位によるものとする。

## (運賃及び料金の支払い)

第7条 乙は甲に対して、甲の所管する運輸局に届け出た運賃及び料金に基づいて、これを支払うものとする。

## (運賃及び料金の決済)

第8条 運賃及び料金は、毎月末日をもって当月分のメ切計算をし、翌月25日までに、甲乙間において決済する。

## (契約の解除及び更改)

第9条 本契約の条項中、契約の継続が不相当と認められるときは、甲乙協議のうえ、これを更改することができる。又、本契約に定めのない事項については、そのつど甲乙協議のうえ、これを決定する。

## (契約の期間)

第10条 契約期間は、この契約成立の日から1年とする。但し、契約期間終了の3ヶ月前までに、甲乙双方とも何ら異議の申出のないときは、自動的に契約期間を1年間延長する。

以上、この契約締結の証として、契約書2通を作成し、甲乙各々捺印のうえ、各1部を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 住 所.....  
事業者名.....  
代表者名..... 印

(乙) 住 所.....  
事業者名.....  
代表者名..... 印

## 留意事項

1. 契約者の「甲」と「乙」について
  - (1) 「甲」欄には輸送依頼する相手方を記入する。
  - (2) 「乙」欄には申請者（当事者）を記入する。
2. 契約書は「写」を4部作成し、本通に添える。